

●香川県告示第270号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成27年8月28日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

沿岸名	漁港名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
讃岐阿波 沿岸	見目漁港	見目漁港（ 見目地区） 海岸	<p>1 指定場所 小豆郡土庄町見目地先</p> <p>2 指定区域 基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、補助点4、補助点3、補助点2、補助点1、基点1を順次直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（角度の表示は、方向角とする。） 基点1 小豆郡土庄町見目甲1726番地8の標杭 基点2 基点1から352度18分、22.9メートルの地点 基点3 基点2から353度19分、27.9メートルの地点 基点4 基点3から61度11分、115.1メートルの地点 基点5 基点4から66度56分、74.3メートルの地点 基点6 基点5から67度19分、36.3メートルの地点 補助点1 基点1から249度19分、5.0メートルの地点 補助点2 基点2から320度7分、35.0メートルの地点 補助点3 基点4から334度4分、34.0メートルの地点 補助点4 基点6から29度32分、56.0メートルの地点</p>